

令和7年度「まるもり地域ポイント」事業実施要領

1 趣旨

丸森町は、「まるもり地域ポイントサービス利用規約」（令和6年9月18日制定）に定める、デジタル地域ポイント「まるもり地域ポイント」の発行、運用及び参加店舗に関する事項を、本要領において定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 目的

町は、経済活性化等を目的とした各種給付施策のデジタル化を目的として、アプリの利用登録等をした町民に対して、町内の店舗等で利用可能な「まるもり地域ポイント」を発行及び運用する。

(2) 地域ポイントの名称等

名 称 「まるもり地域ポイント」

利用形態 ポケットサイン株式会社の提供するスマートフォン用アプリケーションプログラムにより、ポイントを管理・利用する。

(3) ポイント付与方法

① 抽選による付与

下記により、当選者1,000人に2,000ポイントを付与する。

一次抽選 令和7年9月1日（月）から令和7年12月31日（水）まで

二次抽選 一次抽選の当選者数が予算額に達しない場合は、選外の方に対し二次抽選を行う

※令和6年度にポイントを受け取っていない方が対象

※一次抽選の発行数が予算額に達した時点で、二次抽選は行わない

② 健康づくり応援事業による付与

実施期間中(令和7年9月～令和8年1月)に1日30分以上の運動を週3回以上行った方に、1か月継続達成ごとに500円分のポイントを付与する。

※5か月継続で最大2,500円分のポイントを付与する

(4) 利用店舗及び期間

「まるもり地域ポイント」は、1ポイントを1円として、令和7年10月1日（水）から令和8年2月28日（土）までの期間において、町が指定した店舗で利用することができる。

なお、利用期間を過ぎた未利用のポイントは、全て失効する。

(5) 実施体制

丸森町及びポケットサイン株式会社を中心となり関係機関と連携して実施する。

また、利用店舗の募集管理、町民及び事業者を対象とした説明会等の開催、問い合わせへの対応等、本事業の運営に必要な業務の一部については、丸森町が丸森町商工会と連携して実施する。

3 ポイントの利用

(1) 利用者の要件

「まるもり地域ポイント」の付与を受けて利用する者は、下記の要件を全て満たすこと。

① 丸森町内に住民登録があること

- ② マイナンバーカードを保有していること
- ③ アプリ提供事業者が動作保証しており、かつ、NFC 機能を備えたスマートフォンを利用可能であること

(2) 利用方法

利用者が「まるもり地域ポイント」アプリを起動して参加店舗に設置された QR コードを読み取り、利用ポイント数を設定して店舗に提示する。店舗は利用内容を確認した上で、決済を行う。

(3) 対象外のサービス等

以下の物品及びサービス等の購入に対しては、ポイントを利用することができない。

- ①来店を伴わない商品の購入（出前、配達、通信販売等。ただし、出前や配達による商品の購入であっても、ポイントの利用確認や利用の取消等、ポイント運用に必要なサービスを提供できる体制が確保できる場合は、差し支えない）
- ②出資や債務の支払い及び金融商品の購入
- ③商品券、ビール券、酒券、図書券等の金券・プリペイドカード、宝くじ及び電子マネーの購入
- ④切手、官製はがき、印紙の購入
- ⑤仕入れ等の事業資金の支払い
- ⑥月謝、受信料、家賃等の定額料金の支払い
- ⑦国や地方公共団体への支払い
- ⑧たばこ事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- ⑨公序良俗に反するもの
- ⑩風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に規定する営業に係る支払い
- ⑪医療費・調剤費の支払い
- ⑫その他、本事業の趣旨目的から適切でないと町が判断したもの

4 参加店舗

参加店舗は、以下の要件を全て満たすものとする。なお、以下の要件に関わらず、その他本事業の趣旨及び目的から適切ではないと町が判断した店舗は、対象外とする場合がある。

- (1) 丸森町内に店舗が所在していること（なお、移動式店舗については、町内の事業者が運営し、かつ、町内で営業する場合に限り、参加店舗の対象とする）。
- (2) 本要領 3（3）に該当する物品やサービスのみを取り扱う事業者ではないこと。
- (3) 利用者がポイントを安心して使えるよう、接客にあたる従業員等が、実証事業の趣旨や町が別に作成するマニュアル等の内容を十分に理解し、利用者に対応する体制が整備できること。
- (4) 事業の内容等が法令または条例に違反していないこと。
- (5) 事業者が暴力団（丸森町暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員等（同条例第 2 条第 4 項に規定する暴力団員等をいう。）でなく、暴力団等反社会的勢力との関係を有していないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に該当する店舗でないこと。

(7) 本事業への参加に必要な体制（PC・プリンタ等のOA機器、メールアドレス、インターネット環境、ならびに基本的な操作スキル）が整備できること。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施等に関し必要な事項については、事業を運営する丸森町とポケットサイン株式会社が協議して別に定める。

附則この要領は、令和7年9月1日から施行する。